

# 令和7年度 清須市立清洲中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓の「強く、正しく、優しく、明るく、至誠の人となれ」のもと、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

学校だけでなく、保護者や地域の人々、関係機関等の協力により、多くの大人がいじめに関する理解を深め、生徒を見守り健やかな成長を促す体制の構築を図る。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察官経験者等の外部専門家の参加を検討する。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

ア いじめアンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

### (2) 教職員への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

イ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 教職員一人一人がいじめの情報をいじめ・不登校対策委員会に報告共有する義務をもつ。

### (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア 随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

### (4) いじめ事案への対応

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめ対策の達成目標

「生徒がいじめに苦しむことがなく、誰一人取り残さない教育活動を実施する」ことを達成目標とし、具体的な取組を以下に示す。

### 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的の実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する対応

ア いじめの発見・通報を受けた場合、迅速かつ組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、必要に応じて警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごせない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### (4) 保護者・地域・関係機関との連携

ア 保護者や地域の人々が、家庭や地域の施設で過ごす生徒の変化や違和感に目を向け、学校や外部機関への情報共有を積極的に行えるように、いじめに関する研修会等を実施し、いじめ防止への関心を高める。

イ いじめの疑いや発覚等で、生徒の心身に危険が及ぶ可能性がある場合、関係機関と情報を共有し、校区内外の見回りの強化や当該生徒の心のケア等を協力して取り組む。

### 5 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して個人情報の留意し、適切な情報を提供する。

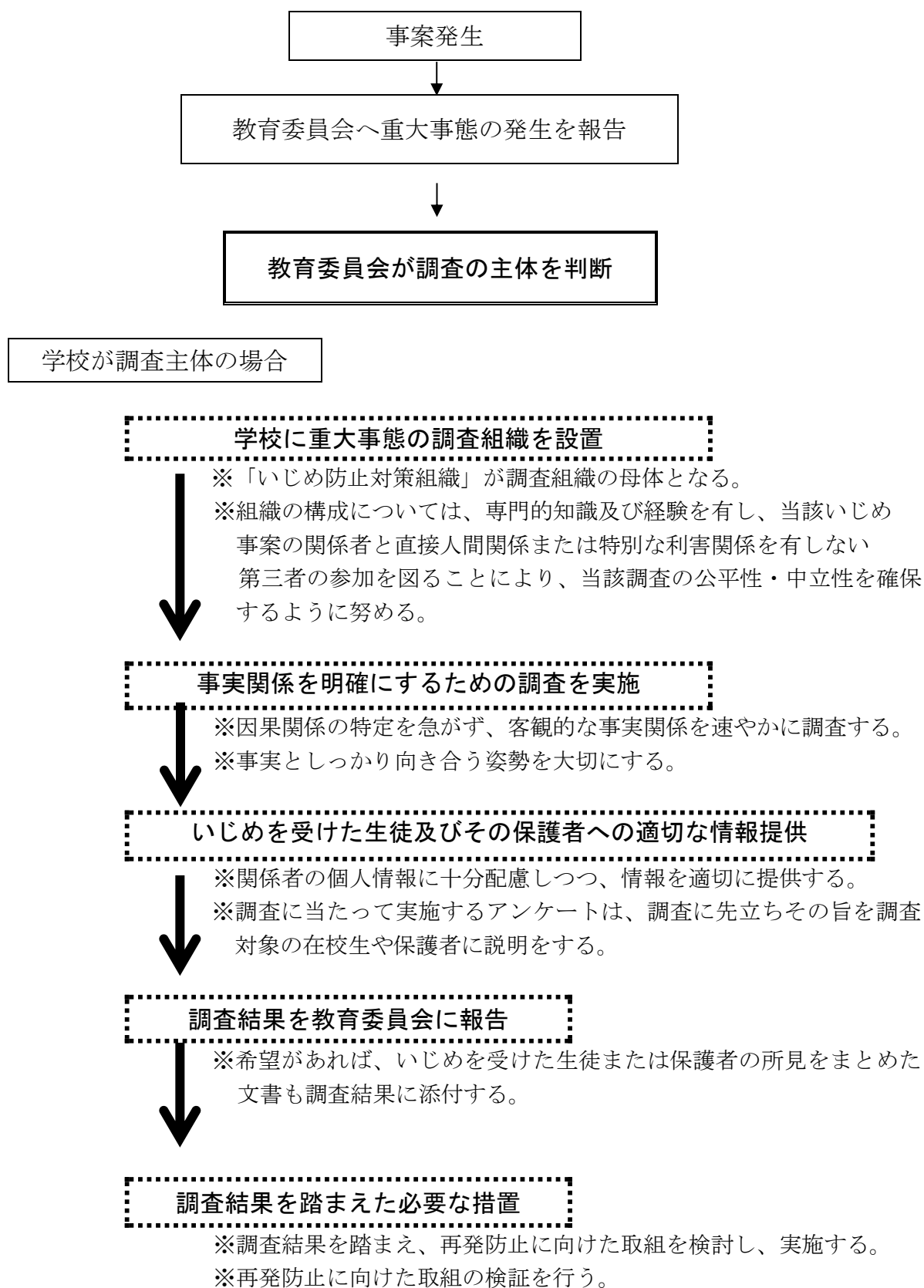
## **6 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## **7 その他**

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 8 重大事態の対応フロー図



取組の年間計画（清洲中）

|     |        | 「いじめ・不登校対策委員会」              | 未然防止の取組                                     | 早期発見の取組                                 | 保護者・地域との連携                                             |
|-----|--------|-----------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 4月  | P<br>↓ | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認          | ○相談室やＳＣを生徒、保護者へ周知<br>○学級・学年開き<br>○保健指導(心と体) | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知<br>○身体測定            | ○ＰＴＡ総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明<br>○学校公開                  |
| 5月  | D<br>↓ |                             |                                             | ○教育相談週間                                 |                                                        |
| 6月  | C<br>↓ | ○現職研修                       |                                             | ○「心のアンケート(いじめアンケート)」<br>○教育相談週間         | ○学校運営協議会                                               |
| 7月  | A<br>↓ | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証   |                                             |                                         | ○三者懇談会                                                 |
| 8月  | P<br>↓ | ○中間評価→検証<br>○現職研修           |                                             |                                         |                                                        |
| 9月  | D<br>↓ |                             | ○職場体験                                       | ○身体測定<br>○教育相談週間                        |                                                        |
| 10月 | C<br>↓ |                             | ○体育祭<br>○学校保健委員会<br>○文化発表会                  |                                         | ○清洲城信長まつりボランティア                                        |
| 11月 | A<br>↓ |                             |                                             | ○「心のアンケート(いじめアンケート)」<br>○教育相談週間         | ○学校公開<br>○保護者への学校評価アンケート<br>○学校保健委員会<br>○民生児童委員との情報交換会 |
| 12月 | P<br>↓ | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証   | ○人権週間(講話)                                   |                                         | ○三者懇談会<br>○学校運営協議会                                     |
| 1月  | D<br>↓ |                             |                                             | ○身体測定<br>○教育相談週間                        |                                                        |
| 2月  | C<br>↓ | ○教育課程反省                     | ○薬物乱用防止教室<br>○入学説明会                         |                                         | ○学校運営協議会                                               |
| 3月  | A<br>↓ | ○「学校いじめ基本方針」の見直し            | ○卒業生を送る会                                    |                                         |                                                        |
| 通年  | Pへ     | ○校内のいじめに関する情報の収集<br>○対応策の検討 | ○校長講話(朝礼)<br>○分かる授業<br>○道徳・体験の充実            | ○健康観察の実施<br>○ＳＣによる相談<br>○生活ノート<br>○心の天気 | ○あいさつ運動(毎月)<br>○きよ丸文庫                                  |